

熊本県公報

号外 第 33 号
平成 16 年 5 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会) 13

登 載 依 頼

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 5 月 31 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 30 号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 こども総合療育センターの項を次のように改める。

| | | |
|-------------|---|---|
| こども総合療育センター | (1) 肢体不自由児又は知的障害児の保護及び指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士 | 3 |
| | (2) (1) 以外の児童指導員及び保育士 (3) 医師及び歯科医師 (4) 看護師長及び看護師 (5) あん摩マッサージ指圧師 (6) 理学療法士及び作業療法士((13)に掲げる者を除く。) (7) 心理判定及び心理療法業務に従事する職員(以下「心理判定員等」という。)((14)に掲げる者を除く。) (8) 言語聴覚士((15)に掲げる者を除く。) | 2 |
| | (9) 所付 (10) 栄養士 (11) 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師 (12) 歯科衛生士 (13) 地域療育の支援の業務に従事する理学療法士及び作業療法士 (14) 地域療育の支援の業務に従事する心理判定員等 (15) 地域療育の支援の業務に従事する言語聴覚士 (16) 地域療育の支援の業務に従事する保健師 | 1 |

附 則
この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

